東京電力株式会社福島原子力発電所事故の被害を受けた皆様へ

平成25年3月5日 文部科学省研究開発局

今般、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR センター)の平成24年1月から12月までの1年間における活動を「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書~平成24年における状況について~」として取りまとめ、公表しました。

本報告書の中では、ADR センターへの電話による問合せの状況として、東京電力への意見、要望、不満が3割を占め、具体的に下記のような事例が寄せられていることを報告しました。

- ・「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲 の判定等に関する中間指針」に個別に明記されていない損害は支払わないと 言われた。
- ・東京電力への直接請求と ADR センターへの申立てを両方行っている場合に、 直接請求の手続を進めてもらえない。
- ・過去に ADR センターで和解し、その他の損害を直接請求で解決しようとしたが、東京電力所定の請求書用紙(特に、包括請求書についての事例が多い。) を送付してもらえず、東京電力に送付を依頼しても拒否された。

文部科学省では、これまでも東京電力に対して、誠実な対応を要請してきたところですが、本報告書によって、いまだに上記のような対応を受けられた方がおられるという状況を非常に重く受け止め、改めて東京電力に対して、事故の被害を受けた方に対する誠意ある対応を要請しました。(別紙参照)

事故の被害を受けた方で、上記のような対応を東京電力から受けられた際は、 下記の窓口にて、皆様からのご質問やご相談を受け付けております。

今後とも、事故の被害を受けた方々の実情を踏まえた適切な賠償が迅速・円滑に実施されるよう、関係省庁と連携して対応してまいります。

記

文部科学省研究開発局原子力損害賠償対策室

電話:03-5537-0245

(月~金 9:30~18:15 祝日除く)



24文科開第833号 平成25年3月5日

東京電力株式会社 取締役兼代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書の公表に係る 被害を受けた方への対応に関する要請

今般、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADR センター」という。)は平成24年1月から12月までの活動を「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書~平成24年における状況について~」として取りまとめました。

当該報告書においては、ADRセンターへの電話による問合せの状況として、貴社への意見、要望、不満が3割を占め、具体的に下記のような事例が寄せられていることが報告されました。

- ・「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定 等に関する中間指針」に個別に明記されていない損害は支払わないと言われた。
- ・貴社への直接請求と ADR センターへの申立てを両方行っている場合に、直接請求 の手続を進めてもらえない。
- ・過去に ADR センターで和解し、その他の損害を直接請求で解決しようとしたが、 貴社所定の請求書用紙(特に、包括請求書についての事例が多い。)を送付してもら えず、貴社に送付を依頼しても拒否された。

当省では、これまでも貴社に対して文書や口頭にて、被害を受けた方に対する誠意 のある対応を要請してきたところですが、いまだに上記のような対応を受けられた方 からの声が届いています。

当省としては、貴社に対し、上記のような状況を鑑みつつ、被害を受けた方の迅速な救済という損害賠償の原点に立ち、被害を受けた方に対する誠意ある対応の徹底を改めて要請します。